

V 障害者支援局

障害者支援局長 竹中 毅

1. 障害者支援局

(1) 事業方針

「令和6年障害福祉サービス等報酬改定」が4月1日より施行される。改定率はプラス1.12%。本法人の事業に関わる分野については、就労継続支援B型と共同生活援助（障害者グループホーム）が一部見直された。また、BCP未策定の減算、虐待防止措置の未実施減算、身体拘束未実施減算施策など義務化された項目について基本報酬に減算が導入された。

昨年度、世田谷区は、「せたがやインクルージョンプラン～世田谷区障害施策推進計画～」を策定した。基本理念は「障害のある人もない人も お互いの人格や個性を尊重して住み慣れた地域で支えあい 選択した自分らしい生活を 安心して継続できる社会の実現」である。障害者支援局は、国の報酬改定並びに世田谷区の新たな計画に沿って経営に取り組む。そして利用者が希望する地域生活の実現に向けて尽力する。

(2) 障害者支援局が取り組む重点項目

① 虐待防止・権利擁護の推進

- i. 「虐待防止セルフチェック」「身だしなみ・べからず言動チェック」を年2回、全職員に行う。
- ii. 障害者支援局で、虐待防止や身体拘束、権利擁護をテーマに事例検討や研修を行う。

② BCP（災害版・感染症版）の更新

BCPを1年に1回見直す。課題を検討し対策を練る。新たな項目を追加し更新する。

③ 就労継続支援B型と共同生活援助の報酬改定に応じた加算の取得

- i. 就労継続支援B型：目標工賃達成加算、人員配置「6:1」の報酬体系の創設など。
- ii. 共同生活援助：サービス提供時間に応じた基本報酬、地域連携推進会議設置（R7年度義務化）など。

④ 重度知的障害者・強度行動障害者への支援体制の充実

重度知的障害者や強度行動障害者への支援の質向上のため、研修や実習等を行い、職員のスキルアップに努める。強度行動障害支援者養成研修やサービス管理責任者養成研修等を受講し有資格者を増やす。昨年度開始した障害者支援局全体研修を継続し、障害者支援の専門職を育成する。

⑤ 地域交流の推進

地域と積極的にかかわり、玉川福祉作業所やホームいろいろんぴつ等を知ってもらう。町会や商店会、地域団体や企業に働きかけて irodori 商品の展示会、出張販売会などを行う。利用者の作品にふれる機会をつくり障害理解を促進する。

⑥ ICT化の推進

- i. 利用者情報、緊急時の指示等、迅速に共有できるインカムを使用する。
- ii. 利用者の支援経過や保護者の連絡帳等の記録にタブレットを用いる。
- iii. 本園、分場、いろいろんぴつ等の事業所間の会議をオンラインで行う。

⑦ 「上用賀6丁目計画（生活介護・グループホーム等）」の開設準備

令和8年度の開設に向けて、開設準備室を立ち上げる。事業計画（案）を基に、職員体制、支援サービス、システム等を検討する。報酬改定にともない収支計画を見直す。

2. 就労支援事業部（世田谷区立玉川福祉作業所・等々力分場）

(1) 令和6年度運営方針

世田谷区立玉川福祉作業所
施設長 竹中 賢

今年度、玉川福祉作業所に関する世田谷区第5期指定管理（令和7年4月～令和12年3月）の再選定がある。5年ごとに1回のプロポーザルである。指定管理法人として再選定されるように全力で準備する。利用者・保護者の支援、自主生産品の拡充、地域公益の活動など、この5年間の実績をアピールする。また世田谷区の目指す「せたがやインクルージョンプラン」に沿った取り組みを検討し提案する。

令和6年10月から本園の大規模改修を計画している。工期は令和7年3月末までの予定であり、その間、上用賀4丁目にある区の改築・大規模修繕時の代替施設で運営する。作業所の場所が変わることは、利用者の生活に大きな影響がある。通勤方法については、最寄り駅から職員の同行、送迎バスの運行、家族等の同行など、個別の条件に応じて提案する。また日課や作業内容、昼食の提供方法を見直すなど、利用者が安心して過ごせるように支援する。

自主生産品の「irodori」は、昨年度、服飾ブランド「This is」とコラボレーションした商品を玉川高島屋で販売し知名度を高めた。今年度もコラボレーションする企業や団体を見出し、新たな顧客の獲得を目指す。一方、受託作業が減少しており、新たな開拓が課題である。受託事業のプロジェクトチームを立ち上げ、利用者の作業種目増と工賃アップを目指して取り組む。

理 念

自分が選んで自分で決める、私らしい生活づくり
<Smile is best!>

① 基本方針

感染症対策を十分に講じ事業を継続する。そのうえで利用者が労働習慣・基本的生活習慣等を身につけることを支え、利用者の社会参加を促進していく。

基本方針は以下の3つである。

- i. 利用者の「尊厳と権利」を尊重し、一人ひとりの能力や特性が十分発揮できるよう支援する。
個別支援計画にもとづき、利用者本位の福祉サービス提供を行う。
- ii. 地域住民ならびに関係機関とネットワークを築き、地域に根ざした施設づくりに努める。
相談支援事業所と連携し、地域における自立した生活支援の充実を目指す。
- iii. 多機能型（就労継続支援事業B型・就労移行支援事業・就労定着支援）事業を玉川本園・
等々力分場それぞれの地域性や特徴を生かし運営する。

② 今年度の重点課題

i. 報酬改定に応じた適正な経営

「平均工賃月額の算定方法」が改定された。障害特性等により利用日数が少ない方を多く受け入れる場合があることを踏まえ「利用者の総数」から「平均利用者数」を用いた算定式となる。また「平均工賃月額に応じた報酬体系」となり平均工賃月額が高い区分の基本報酬が引き上げられ、低い区分の基本報酬が下げられる。そのため、irodori の価格改定や販売先拡充などを行い、平均工賃額を上げるように努める。ほかに「目標工賃達成加算」「人員配置 6：1」等新設されている。取得できるよう検討し、取りこぼさないようにする。

ii. 大規模修繕期間中の安定した運営

本園の大規模改修期間中(令和 6 年 10 月～令和 7 年 3 月末)の運営が課題である。その期間、上用賀 4 丁目の区の改築・大規模修繕時の代替施設に移転する。変化に対応するのが難しい利用者への支援に注力する。安全な通勤ルート、方法を提案し、電車やバスの乗り継ぎ、乗降練習などに取り組む。日課や作業内容、昼食の提供方法などを見直し、安定した運営を目指す。プロジェクトチームを立ち上げて、課題を検討し、対策を練って準備する。

iii. 職員の育成・定着

令和元年に東京都から「働きやすい福祉の職場宣言」の認定を受け、以後 2 回更新している。看護・介護休暇、有休消化率も高く残業も少ない。しかし昨年度、就労支援事業部だけで 3 名が退職した。離職者を出さない職場づくりが課題である。職員の力を発揮できるようなサポートやメンタルヘルスケアに注力し人材の定着を図る。また外部研修の受講、エルダーの担当等でスキルアップの機会をつくり、職員育成を目指す。

③ 施設の概況

i. 設置目的

地域における障害者を支える拠点となり、障害者の自立と社会参加を促進するために質の高い福祉サービスを行うことである。

ii. 施設種別

障害福祉サービス事業

(就労継続支援事業 B 型・就労移行支援事業・就労定着支援事業の多機能型)

iii. 設置年月日

【玉川本園】 昭和 55 年 (1980 年) 12 月 18 日

【等々力分場】 平成 17 年 (2005 年) 4 月 1 日

iv. 所在地

【玉川本園】

世田谷区玉川 1 丁目 7 番 2 号
TEL 03 (3707) 0498
FAX 03 (3707) 7589
E-mail honen@tamahuku.jp

【等々力分場】

世田谷区等々力 2 丁目 13 番 4 号
TEL 03 (5707) 1330
FAX 03 (5707) 1332
E-mail bunjyo@tamahuku.jp

v. 施設規模

【玉川本園】 敷地面積 882. 00 m² 延床面積 718. 56 m²

【等々力分場】 敷地面積 469. 65 m² 延床面積 430. 95 m²

vi. 職員構成（令和 6 年 4 月 1 日現在）

【就労継続支援B型】

(人)

職種	常勤	非常勤	合計数	業務分担
管理者（施設長）	1		1	兼任
サービス管理責任者	1		1	兼任
職業指導員	2	1	3	兼任
生活支援員	8	4	12	兼任
医師		1	1	(業務委託)
看護師		1	1	兼任
栄養士	1		1	兼任
調理員				(業務委託)
事務員	1		1	兼任

【就労移行支援】

(人)

職種	常勤	非常勤	合計数	業務分担
管理者（施設長）	1		1	兼任
サービス管理責任者	1		1	兼任
就労支援員	1		1	
職業指導員	1		1	兼任
生活支援員	1		1	兼任
医師		1	1	(業務委託)
看護師		1	1	兼任
栄養士	1		1	兼任
調理員				(業務委託)
事務員	1		1	兼任

【就労定着支援】

(人)

職種	常勤	非常勤	合計数	業務分担
管理者（施設長）	1		1	兼任
サービス管理責任者	1		1	兼任
就労定着支援員	1		1	兼任
事務員	1		1	兼任

vii. 利用者の状況（令和6年4月1日予定）

i) 人 数

(人)

事業所	玉川本園			等々力分場			合計			
	事業区分	B型	移行	定着	B型	移行	定着	B型	移行	定着
利用者定員	45	6		19				74	6	
現員	44	2	4	17			0	71	2	4

ii) 性別・年齢構成

平均年齢（合算）：(男性) 36.78 (女性) 31.04 (全体) 35.83 (歳)

平均年齢（玉川）：(男性) 38.79 (女性) 33.58 (全体) 36.73 (歳)

平均年齢（分場）：(男性) 34.77 (女性) 28.50 (全体) 33.29 (歳)

【合算】

(人)

年齢 性別	19 以下	20～ 24	25～ 29	30～ 34	35～ 39	40～ 44	45～ 49	50～ 54	55～ 59	60 以上	合計
男性	3	6	8	8	3	1	0	5	3	5	42
女性	5	6	3	2	1	0	1	1	0	4	23
合計	8	12	11	10	4	1	1	6	3	9	65

(人)											
年齢 性別	19 以下	20~ 24	25~ 29	30~ 34	35~ 39	40~ 44	45~ 49	50~ 54	55~ 59	60 以上	合計
男性	2	6	5	2	2	1	0	5	2	4	29
女性	4	4	3	2	1	0	1	0	0	4	19
合計	6	10	8	4	3	1	1	5	2	8	48

(人)											
年齢 性別	19 以下	20~ 24	25~ 29	30~ 34	35~ 39	40~ 44	45~ 49	50~ 54	55~ 59	60 以上	合計
男性	1	0	3	6	1	0	0	0	1	1	13
女性	1	2	0	0	0	0	0	1	0	0	4
合計	2	2	3	6	1	0	0	1	1	1	17

iii) 障害程度構成

(人)					
	愛の手帳 1 度	愛の手帳 2 度	愛の手帳 3 度	愛の手帳 4 度	合計
愛の手帳		20	32	13	65
身 障 重 複	1 級		1		1
	2 級		1		1
	3 級				
	4 級~	1	1		2

(人)					
	愛の手帳 1 度	愛の手帳 2 度	愛の手帳 3 度	愛の手帳 4 度	合計
愛の手帳		14	25	9	48
身 障 重 複	1 級		1		1
	2 級		1		1
	3 級				
	4 級~				

(人)					
	愛の手帳 1 度	愛の手帳 2 度	愛の手帳 3 度	愛の手帳 4 度	合計
愛の手帳		6	7	4	17
身 障 重 複	1 級				
	2 級				
	3 級				
	4 級~	1	1		2

(人)								
	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	未判定	合計
玉川本園		4	9	18	1		15	44
等々力分場		1	3	6	1		6	17
合計		5	12	24	2		21	61

※1名介護保険のため非該当

(2) 就労継続課

就労継続課長 石野 正子

① 支援方針

- i. 利用者の意思決定を尊重し、一人ひとりのアセスメントに基づいたニーズに応じた個別支援計画を作成する。
- ii. 家族・行政・相談支援事業所・グループホーム・医療機関・移動支援事業所等の関係機関による本人を中心としたネットワーク型の支援体制で、利用者の地域生活の質の向上とライフステージに応じた暮らしをささえる。
- iii. 必要な支援を受けながら自らの意思で選択、決定、行動し、社会人として「わたし（自分）らしい生活」を送れるように支援する。
- iv. 働く場に必要な労働習慣（あいさつ・報告連絡相談・ルールの順守）や対人技能（感情のコントロール・他者との関り方）を育成する。
- v. 集団に所属しコミュニティのなかの役割を果たすことで自己肯定感や自信をはぐくみ、主体的に生きる力を支える。

② 重点目標

- i. 小集団による支援
個々の特性に配慮し個別のニーズに応じた小集団による支援を行う。小グループ活動の企画運営により支援力のアップをはかる
- ii. 作業評定の見直しを行い、シンプルでわかりやすく、公平性を保障し、現状に即した工賃支払いシステムを構築する。
- iii. ICT化の推進
業務内でICT化できるものの導入について積極的に検討していく。反面ICT化できない、人と人との繋がりや利用者への心理的アプローチについて、職員研修で学習を深める機会をつくる。
- iv. 作業活動の整備、拡大
 - a) 自主ブランド「irodori」の発展と拡大
SNSを通じてブランドコンセプトや商品の背景にあるストーリーを発信していく。
コンサルタント・デザイナー・カメラマンと協働しながらブランドのブラッシュアップを行う。
展示会や販売会を活用し、ブランド及び作家である利用者の魅力を地域社会に発信していく。
 - b) 作業の拡大
作業アセスメントに基づき的確な作業支援を行い、スキルアップの実現、活動の拡大を図る。
新規授産作業の獲得を行う
作業においても本園・分場が常に情報交換し連携することで作業量及び作業種の拡大を図る。

v. 高齢者プログラムの実施（たんぽぽグループ）

利用者の高齢化・重度化に対応し、個別の状況により下記のプログラムを導入する。

- ・リフレッシュ休暇やフレックスタイムを導入し多様な働き方を推進する。
- ・心身状況を考慮した作業選択
- ・作業負担（ノルマ）の軽減
- ・日本語版 DSQIID（知的障害者用認知症判別テスト）により毎年、評価を行い小さな変化にいち早く気付けるようにする
- ・必要に応じて語聴覚士、作業療法士、理学療法士によるアセスメントを行う。
- ・次のライフステージをイメージし、高齢サービスへの移行がスムーズに行われるよう支援する。

③ サービス内容

- i. 就労や生産活動の機会を提供する（雇用契約は締結しない）。利用者のニーズ・アセスメントに基づいて一人ひとりの資質及び能力に応じた作業（受託・自主生産・官公需）を提供する。
- ii. 作業所内の支援にとどまらず、希望に応じて、福祉実習（博水の郷喫茶・産業プラザ喫茶コーナー）を実施する。
一般就労に必要な能力が高まった者は、就労移行事業への異動に向けて支援する。
- iii. 平均工賃は、今年度目標水準を 15,100 円と設定し、実績と併せて都知事へ報告、公表する。
- iv. 在宅でのサービス利用を希望する者であって、在宅でのサービスによる支援効果が認められると市町村が判断した利用者については在宅での訓練及び支援を提供する。

④ 作業内容

作業種目	玉川本園	等々力分場
受託作業	博水の郷外清掃作業 駐輪場清掃 アルミ缶リサイクル 菓子箱折り ピンチ加工 チラシ折り その他軽作業	アルミ缶リサイクル 地域集合住宅清掃作業 玉川医師会館清掃 デイサービス清掃 その他軽作業
自主生産	刺し子 ビーズ たまピカクロス（リサイクルクロス） 機織り（マット等・鍋つかみなど） 陶芸	刺し子 ビーズ たまピカクロス（リサイクルクロス） 機織り（コースターなど）
官公需	公園清掃 (二子玉川西地区ふれあい広場) (宇奈根1-9遊び場) (宇奈根1-22遊び場) (玉川四丁目広場) (玉川一丁目河川広場) (玉川北公園) (瀬田三丁目公園)	公園清掃 (喜多見東記念公園) (喜多見1-4遊び場) (喜多見東1丁目公園) (野毛二丁目さくら公園) (谷川公園)

(3) 就労課

就労課長 鈴木 秀剛

① 就労移行支援事業

i. 支援方針

- a) 一人ひとりのペースに合わせた就労支援を行うために「アセスメント期」「体験期」「実習期」「就活期」4つのプロセスに分けてプログラムを行う。
各プロセスに合わせ就職準備プログラム（作業訓練、ビジネスマナー訓練）、企業見学、企業実習、短時間就労（アルバイト）などを展開していく
- b) 一般就労への移行に向けて、一人ひとりのニーズ・適性に合った職場を探し、企業における職場実習の実施と支援を行う。
- c) 年度中途の退職者など、再就労に向けた随時利用希望者の受け入れを世田谷区と連携し受け入れを行っていく。

ii. 重点目標

a) 就労移行事業の強化

個別支援計画を基に毎月目標を設定し、課題を一つずつクリアしていくスマーチステップの達成を目指す。

b) 就労継続支援B型を利用している方の就労アセスメント

多機能型の事業所の特徴を生かした就労支援を強化し、就労継続支援事業B型で将来的に就労を希望する利用者へ、就労アセスメントを実施する。

iii. サービス内容

- a) 一般就労への移行に向けて、職業訓練やビジネスマナーの習得に向けたプログラムを実施。
段階的に企業見学や企業実習を行い適性に合った職場を探し、就労後の職場定着のための支援を実施する。

b) 具体的プログラム

【施設内プログラム】

- ・ビジネスマナーを含む座学
- ・社会性向上訓練
- ・職業訓練（事務、清掃、軽作業）
- ・就職活動に必要な支援（履歴書、面接練習）
- ・通勤を含む適正環境のアセスメント

【施設外プロジェクト】

- ・企業見学
- ・企業実習
- ・短時間アルバイト

iv. 就労支援のながれ

a) 個別支援計画

個別支援計画を作成し、目標・課題を明確にしたうえで適切な支援を実施する。また、個別支援計画は四半期毎に見直しを行う。

b) 就職準備

・基礎労働習慣の確立

当施設での作業や訓練プログラムを行う事で、勤怠・あいさつ・返事・生活リズムなど基礎労働習慣の確立を図る。

・アセスメント

作業性や社会性を測るためのアセスメントシートを活用する。

・就職準備プログラム

就労プログラムを実施し就労に向けた意識付けを強化する。また一人一人に合わせたプログラムを作成し、就労準備性を高めていく。

・世田谷区就労ネットワークとの連携

区内就労支援機関、ハローワーク渋谷などから形成されている就労支援ネットワークにおいて、支援機関の情報交換及び、合同プログラム（座学、企業見学、面接練習等）等を実施する。

c) 職場開拓

利用者の適性に合った職場を開拓するためにハローワーク等の関係機関と連携を図る。

障害者雇用を進める企業に対しアドバイスや環境整備を整えるサポートを行う。

d) 面接

利用者に同行し面接時のフォローを行う。また、作業所内でオンライン面接が実施できるよう環境を整える。面接の際に必要な履歴書記入の支援も実施する。

e) 職場実習

企業などで実習を実施する。実習の際は、利用者・企業などの不安解消に努め、利用者の働きやすい環境をつくるために必要に応じて職員が支援に入る。

f) 就職

就職に至った際は、労働契約内容の確認や手続きなどの支援を実施する。

② 就労定着支援事業

i. 支援方針

- a) 相談を通じて就業面や生活面の課題を把握し、企業や家族、関係機関との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要な支援を行う。
- b) 勤務先の人事異動や仕事内容の変化など、環境が変わった際に企業と連携して安定した就業が継続できるよう支援を行う。
- c) 支援機関がフェードアウト後も企業が就労している方をサポートできるようナチュラルサポートの形成を行う。

ii. 重点目標

- a) 他施設から就労した方の定着支援の引き継ぎ

就労定着支援事業の認定を受けているのは区立施設では玉川福祉作業所を含む3施設だけである。そのため他施設から就労した方の新規契約依頼が増えている。就労者及び企業担当者に、支援事業所が変更する不安を軽減させるため、円滑な引き継ぎを行う。

- b) 契約期間が終了した方の継続的なサービスの移行

定着支援事業の契約期間である3年間を経過した方へ、選択可能な資源の情報提供及び利用までのサポートを行う。利用開始後は必要な情報の引き継ぎを行う。

iii. サービス内容

- a) 一般企業へ就労し6か月経過した方への就労定着のために、当事者や家族及び企業への支援・助言を3年間行う。

- b) 就業に伴う生活リズムの安定や職場での環境整備を調整し、就労の継続を支援する。

- c) 年に一度同窓会（ビースマイル）を開催し、保護者間の交流も行う。勤続表彰制度を作り、勤務継続者のモチベーション向上を図る。

iv) 定着支援のながれ

a) 定着支援計画

定着支援計画を作成し、就労状況や課題を把握する。企業や関係機関と連携し適切な支援を実施する。また、個別支援計画は四半期毎に見直しを行う。

b) 職場訪問

定期的に職場訪問を行い、ジョブコーチ支援と共に勤務の様子確認や企業担当者からの聞き取りを行う。

c) 職場外面談

職場以外の場面（家庭訪問や作業所）で面談を実施する。

d) 現在の就労定着支援の実施人数

就労定着支援事業対象の就労者数（就労期間3年6か月以内）：2名

就労定着支援事業対象外の就労者数（就労期間3年6か月以上）：9名

(4) 事業運営

① 日課

<月曜日～金曜日（水曜午後を除く）>

時 間	日 課	内 容
9:00～ 9:10	登 所	更衣
9:15～ 9:30	利用者朝礼	ラジオ体操・1日の作業内容・連絡事項
9:30～12:00	作 業	(休憩 10:30～10:45)
12:00～13:00	昼食・休憩	
13:00～15:15	作 業	14:00～14:15 の時間帯は室内運動を実施 (休憩 14:15～14:30)
15:15～15:30	清 掃	担当場所ごとに実施
15:30～15:45	更 衣	
15:45～	終 礼	
16:00	帰 宅	

<水曜の午後 余暇支援活動及び利用者会の時間>

時 間	日 課	内 容
13:00～13:15	清 掫	担当場所ごとに実施
13:15～14:30	利用者会活動	スポーツプログラム・防災訓練ほか本人会活動
14:30～14:45	更 衣	
14:45～	終 礼	
15:00	帰 宅	

* 就職準備プログラム：第1・3月曜日 午後13:00～16:00（玉川本園）

② 利用者会

毎週水曜日の午後に作業時間とは異なるフリータイムの時間を設ける。

防災訓練やスポーツプログラムの実施の他、月に1度、モニタリングの機会をもち、個別支援計画に基づいた各々の活動の振り返りを行う。

また、利用者の要望や意見を反映し主体的な活動の場とするために、所内行事や外出、余暇活動（小グループ活動）の企画、実施、作業所での生活上の問題や要望を話し合う時間とする。

- ・運営委員 会長・副会長・書記 各1名
- ・参加した活動に応じた実費集金

③ 係・実行委員活動

係や行事の実行委員活動を通して利用者が作業所運営に参加し、集団の中の役割を意識し所属意識や協調性を育み社会性を育てる。

④ 運動

健康維持、気分転換、リラックスを目的として日課に身体を動かす時間を取り入れる。

- i) 朝のラジオ体操 9:15～9:20
- ii) 室内運動 每日 14:00～14:15
- 【玉川本園】 音楽に合わせてリズム体操
- 【等々力分場】 ストレッチ、音楽に合わせてリズム体操、ウォーキング

iii) スポーツプログラム 月1回 <講師が運動指導、軽運動を行う>

【玉川本園】 第3水曜日午後に行う

【等々力分場】 第2水曜日午後に行う

⑤ 健康管理

健康相談や検診等を通して、嘱託医及び看護師による健康管理と健康維持についての意識づけを行う。

i) 嘱託医による健康診断・診察等 月1回

ii) 定期健康診断 年1回

iii) 歯科検診（医師・歯科衛生士により実施） 年1回

iv) 歯磨き指導（玉川保健福祉センター歯科衛生士により実施） 年1回

v) 体重・血圧測定 月1回

感染症対策または食中毒の発生、および蔓延を防止するため必要な措置を講じる。

利用者の症状の急変等にそなえ、協力医療機関との協定を結ぶ。

⑥ 栄養管理

i) 性別・年齢・身体状況を把握し、食事摂取基準（2020年版）に基づき給与栄養目標量を設定する。

ii) 生活習慣病発症予防・重症化予防となる適切な量のバランスの良い食事を提供する。

iii) 肥満の割合が多いため、エネルギーのベースは低めに設定している。利用者の年齢の幅が広いため、栄養アセスメントを行い、食事の量の調整を行う。

iv) 利用者の咀嚼状態や障害に配慮し、普通の食事形態では食べにくい方には「一口大食」「きざみ食」を提供する。アレルギーのある利用者には、アレルギー対応食を提供する。

v) 野菜類は冷凍食品の利用を必要最低限に抑え、栄養価の高い旬の食材を豊富に利用した献立を提供する。

vi) カウンターでの食事提供により、配膳は適時適温を努めている。給食委託業者と利用者とコミュニケーションをとる機会にもなっている。

vii) 利用者が給食会議に参加し、利用者の嗜好、要望を献立に反映している。給食委託業者も会議に参加し、利用者理解を図る。

viii) 「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づいた衛生管理を行う。

ix) 季節の行事食を取り入れ季節感を大切にしている。暦の行事食がない時は「お楽しみメニュー」楽しんで召し上がっていただき、食欲増進に繋がる献立を取り入れている。選択メニュー（月1回）、ハーフ＆ハーフ食（主菜が2種類、月1回）を取り入れたバラエティ豊かな献立を作成している。利用者からのリクエストの多い麺メニューを多く取り入れている（週1回）。

令和6年度行事食予定

1月	新年会	7月	七夕 土用の丑の日
2月	節分 バレンタイン	8月	山の日
3月	桃の節句 ホワイトデー	9月	利用者お楽しみ会 お月見
4月	入所祝	10月	ハロウィン
5月	お楽しみメニュー	11月	お楽しみメニュー
6月	お楽しみメニュー	12月	クリスマス

⑦ 保護者連絡会

法人や施設の運営状況や課題、行政の動向やお知らせ等を連絡。作業所と保護者会との連携を密にし、より良い運営を目指す。

【保護者連絡会活動計画（案）】

4月	・入所式 1日（月）9：30～ 本園・分場別開催 ・事業計画書説明会 3日（水）
9月	・保護者連絡会（本園・分場別開催）
1月	・保護者連絡会（本園・分場別開催）

⑧ 実習・研修生受入計画

i. 校外実習・行動観察等

特別支援学校、利用希望者、関係機関からの依頼（福祉施設・学校・保健福祉センター）他

ii. 研修生

a) 社会福祉従事者

・他施設支援職員、看護師、栄養士、法人職員等

b) 大学・専門学校等

・社会福祉援助技術研修生

・教員免許法に伴う介護等体験生

・教員初任者研修

c) 介護技術養成機関

・世田谷区社会福祉協議会地域活動支援講座実習生

d) 高等学校

・介護福祉士養成課程及びボランティア体験実習等

e) 小学校・中学校

・総合学習、職場体験実習、ボランティア体験実習

f) 世田谷ボランティア協会

・春、夏のボランティア体験実習

g) その他

⑨ 職員研修

項目	備考
虐待防止	人権擁護、身体拘束適正化、差別解消法について
感染症予防	感染症予防、発生時の対応
業務継続計画（BCP）	自然災害発生時・感染症発生時の業務継続ガイドライン
事故防止	再発防止及び事故発生時の対応
個人情報保護	秘密保持
ハラスメント	職員による虐待、職員が受けけるハラスメント
男女共同参画	人権と多様性理解の推進

⑩ 委員会

委員会名	備考
業務標準化 (中長期計画)	策定計画・試行、業務分担、職務分担
虐待防止 身体拘束適正化	虐待防止のための啓発 マニュアル、チェックリスト
事故防止	災害対策、ヒヤリハット事例
苦情解決	苦情解決窓口の記載と掲示 対応マニュアル・記録の整備
業務継続計画（BCP）	定期的な見直し・変更 訓練の実施(感染症予防の訓練と一体化)
感染症対策・健康管理	感染症・食中毒の発生蔓延防止 指針の整備

⑪ プロジェクト

項目	備考
地域交流	町会、その他地域の活動との交流
作業評定	作業評定見直し
大規模改修プロジェクト	本園大規模改修における管理、運営
データファイル整理	共有ファイルの整理

⑫ 会議

会議名	備考
内 部	
運営会議	原則月1回、木曜日（第4）
合同職員会議	原則月1回、水曜日（第1）
就労移行支援担当者会議	
irodori会議	原則月1回、水曜日（第1）
外 部	
自立支援協議会	月1回(玉川支部)
玉川支援ねっと	2か月に1回（情報交換と職員研修、施設間交流を企画）
福祉避難所連絡会	法人BCPと連携
就労ネットワーク会議	月1回、第二木曜日
世田谷セレブ	世田谷区内障害者施設ネットワークでの共同受注、情報交換

【法人】

会議名	頻度	内容
法人部課長連絡会	月1回	①法人運営全般 ②施設運営全般
経営戦略室	月1回	①業務進捗 ②経営分析
人材対策室	月1回	①人材確保 ②人材定着
検査室	月1回	①法人内実地指導 ②法人内サービス検査
災害対策室	随時	①BCP作成 ②各種マニュアル
情報・広報室	随時	①法人広報誌 ②HP・PR活動
地域公益活動室	月1回	①地域連携 ②地域貢献

⑬ 医療等機関名

- 【内科】 医療法人社団 濑田診療所
 　　(所在地) 世田谷区上野毛 4-24-15
 　　(電話番号) 03-3700-4369
- 【内科】 浜田クリニック
 　　(所在地) 世田谷区等々力 2-1-15
 　　(電話番号) 03-5758-7781
- 【内科】 公益財団法人 日産厚生会玉川病院
 　　(所在地) 世田谷区瀬田 4-8-1
 　　(電話番号) 03-3700-1151

⑭ 外部支援

- 【心理】 世田谷区保健福祉部障害者地域生活課
 　　【機能訓練士・言語聴覚士・作業療法士】 世田谷区保健センター
 　　【スポーツプログラム】 運動指導員

⑮ 災害対策

- ・避難訓練の実施
- ・非常災害に際しての必要な設備の整備
 - ※防炎性能を有したカーテン・絨毯
 - ※家具や棚等の転倒・落下・移動防止対策
- ・消防計画(防災計画)の消防署への届け出
- ・非常災害対策計画の作成

月	訓練種別	月	訓練種別
4月	地震想定訓練	10月	火災想定訓練
5月	総合訓練(分場) 水害想定訓練(本園)	11月	地震想定訓練
6月	通報訓練	12月	地震想定訓練
7月	火災想定訓練	1月	火災想定訓練
8月	広域避難訓練	2月	不審者対応訓練
9月	総合訓練	3月	総合訓練

⑯ 危機管理

- i. 施設緊急時対応マニュアルに基づいた緊急対応の徹底
- ii. 関東直下型地震を想定した防災整備推進
 - a) 備蓄物品
 - b) 転倒防止対応
 - c) 備蓄食体験
 - d) 連絡体制強化（無線訓練、伝言ダイヤル、メーリングリスト、アプリを利用した連絡網他）
 - e) 福祉避難所開設運営体制の基盤整備
 - f) 青森ワークキャンパスとの災害協定
- iii. 集中豪雨や台風による多摩川及び野川の氾濫を想定した水害対策
 - a) 浸水への事前対策（土のう・止水板の整備）
 - b) 情報の収集と連絡体制の整備
 - c) マイ・タイムラインの作成
 - d) 避難行動訓練
 - e) 町会との協力・連携
- iv. 各種保険の加入
 - a) 傷害保険
 - b) 賠償責任保険（生産物・請負・施設）
- v. 施設内事故の防止
 - a) 利用者同士のトラブルへの配慮・対応
 - b) 日常生活・作業支援の中で常に危機管理を意識。同じミスを繰り返さないために、「ヒヤリハット」として事故の記録を残し、職員間で周知徹底する。年1回、ヒヤリハット会議を設け課題の抽出と改善策について話し合う。
 - c) 職場内において、職員同士がお互いに点検し合い、一つの事例を共有化することにより支援システムの向上を図る。
 - d) 事故発生時の対応マニュアルの周知
- vi. 防犯
 - a) 地域防犯ネットワークからの情報提供・連携
 - b) 地域学校協議会・町会・自治会との連携
 - c) 退勤時の戸締まり、火元責任者の確認等の見回り徹底
 - d) 警備委託業者（セコム株式会社）との連携
 - 【玉川本園】 3709-3504（東京本部用賀営業所）
 - 【等々力分場】 5701-5101（世田谷南支社）
- vii. 個人情報の管理
 - a) 法人が定める「個人情報」に関する規定・方針に基づく利用者・職員の個人情報の管理徹底
 - b) PC情報の管理とウイルス感染への対応
 - c) 従事者および退職者への秘密保持の誓約
 - d) 個人情報使用同意書
- viii. 热中症・感染症対策
 - a) 職員研修の他、6月・12月に利用者と共に予防・対応策を学ぶ

⑪ 年間行事予定（案）

令和6年度の行事に関しては令和5年度に準じて実施する。

泊を伴う宿泊行事は日帰り旅行に振り替える。施設祭りは外部の招待はせず、内部の楽しみとして行う。

その他の行事、イベントについては新型コロナ感染症の状況に応じて計画していく。

月	行事・販売会	面談・その他
4月	入所式 1日(月) 利用者事業計画説明 3日(水) 分場保護者説明会 12日(金) 本園保護者説明会 15日(月)	常備薬入れ替え 利用者基本情報更新
5月		継続B型個別支援計画面談(希望者)
6月	日帰り旅行(グループ別)	移行個別支援計画面談 新規利用者個別面談
7月	日帰り旅行(グループ別)	歯科検診
8月	お楽しみ会 日(水) 二子玉川みんなで夏祭 26日(土)	
9月	日帰り旅行(グループ別) 分場保護者連絡会 日(木) 本園保護者連絡会 日(金)	移行個別支援計画面談(中間)
10月	尾山台フェスティバル 法人だんだんまつり	
11月	玉川福祉フェスティバル	
12月	区民ふれあいフェスタ 年末年始休業 12/30日(月)～1/2日(金)	移行個別支援計画面談(中間)
1月	新年会 8日(水) 分場保護者連絡会 17日(金) 本園保護者連絡会 21日(火)	
2月	OB会 日(日)	継続B型個別支援計画面談(評価)
3月	仕事納め会 26日(水) 利用者休業日(新年度準備日) 31日(月)	

※ 継続B型個別支援計画面談は必要に応じて個別に実施します

(5) 相談・苦情受付窓口

① 苦情対応

- i. 苦情受付担当者（サービス管理責任者）が伺い、苦情解決責任者（施設長）が責任を持って解決に努める。
- ii. 他に世田谷区に「苦情対応機関」が設置されている。
 - 保健福祉部指導担当課（保健福祉サービス苦情審査会事務局）
(電話) 03-5432-2605

② 虐待防止

- i. 虐待防止受付担当者（サービス管理責任者）が伺い、虐待防止責任者（施設長）が、通報義務に基づき虐待を受けた利用者の支給決定をした市区町村の窓口（保健福祉課）に通報。
- ii. 世田谷区における虐待に関する相談、通報、届け出窓口（平日）
 - 総合支所保健福祉課障害支援担当
電話 03 (5432) 2865 ／ FAX 03 (5432) 3049
 - 北沢総合支所保健福祉課障害支援担当
電話 03 (3323) 1734 ／ FAX 03 (3323) 9925
 - 玉川総合支所保健福祉課障害支援担当
電話 03 (3702) 2092 ／ FAX 03 (5707) 2661
 - 砧総合支所保健福祉課障害支援担当
電話 03 (3482) 8198 ／ FAX 03 (3482) 1796
 - 烏山総合支所保健福祉課障害支援担当
電話 03 (3326) 6115 ／ FAX 03 (3326) 6154
 - 世田谷区夜間・休日虐待通報ダイヤル（土日、祝日、年末年始、夜間）
電話 03 (5432) 1033
- iii. 保健福祉部指導担当課（保健福祉サービス苦情審査会事務局）
電話 03 (5432) 2605

③ 個人情報保護

- 個人情報についてのお問い合わせ先

施設長	竹中 毅
サービス管理責任者	石野 正子

④ 苦情解決第三者委員

施設・法人運営、利用者対応、虐待に関することや個人情報に関することなど利用者に関わるあらゆることがらに関して、職員に言いにくい相談、職員の説明に納得のいかないことがあれば、法人から委託を受けた第三者委員が対応する。

名 前	職 業	連 絡 先
井坂 哲朗	赤羽北さくら荘 副施設長	赤羽北さくら荘 TEL 03-3900-3901 FAX 03-3900-3902
上田 一美	(元) 鎌田協和会婦人部長	TEL 03-5491-0340 (法人代表 TEL) FAX 03-5491-0343 (法人代表 FAX)

2-2. 就労支援事業部 就労課 就労訓練係・カフェ運営係（かふえ いろどり） 就労課長 鈴木 秀剛

令和4年7月から世田谷区の障害者授産体験実習事業を受託しており、鎌田区民センター内「かふえいろどり」が実習場所である。これまで区内就労支援機関から6名を受け入れた。接客や給仕などの実践訓練を通して、適性を判断できる機会としてニーズがある。より多くの実習生を受け入れるため、知的障害者だけでなく精神障害のある方など、対象者を広げていく。またカフェ事業の経営安定を図るため、集客、売り上げを伸ばす。コスト削減はもとより、季節のイベント開催や限定メニューの販売など、楽しい企画を実施する。子どもから高齢者まで、幅広い方々の憩いの場所を目指す。

(1) 運営方針

- ① 障害のある方が少しでも多く、地域で安心して働きながら暮らしていくよう支援する
玉川福祉作業所において、就労支援、自主生産品の製作に取り組んできた。特養博水の郷も「生活困窮者自立支援制度の就労訓練事業所」として認可されている。一般的就労と福祉的就労の間に位置する中間的就労の場となっている。生活の場としては、博水の郷の敷地に隣接して知的障害者の住まいとなるグループホーム、ホームいろいろんぴつを運営している。今後も障害のある方が安心して働き、暮らしていく場を展開していくと考えている。
- ② 障害のある方が持っている創造力と製品の芸術性を広く知ってもらう
玉川福祉作業所では、利用者がさまざまな製品を作っている。古くなった布をひも状に割いて織りこんだマット、色とりどりのビーズを縫い上げたブローチやピンバッジなどがある。どれも世界に一つだけのデザインである。「irodori」ブランドの商品として15都道府県22か所の店舗で扱われている。これを多くの方に楽しんで使ってもらうため、展示販売コーナーを設けている。そして、障害のある方の働く意欲を高め、自立につなげる。
- ③ 障害のある方が生き生きと働いている姿を地域の人々に見てもらう
特養博水の郷には、地域交流の場としての喫茶コーナーがあり、職員、ご家族、ボランティアなどの「憩いの場」になっている。また、平成18年から知的障害者の就労訓練を行ってきた。就労に向けた知識やスキルの習得、モチベーションのアップ、社会的なマナーやルールを身につけることが目的である。ただし、施設の中なので、地域の人々との交流は限られていた。年間10万人を超える人が訪れる鎌田区民センターで、多くの方に障害のある人が「生き生きと働く姿」を見てもらう。これは2番の方針と同様に障害者の自立と社会参加を促進している。
- ④ 地域公益活動「大三島みんなの食堂」を2か月に1回開催する
地域公益活動室と協働して子ども食堂を定期的に開催する。今年度から「大三島みんなの食堂」として世田谷区社会福祉協議会「せたがや子ども食堂情報」に登録し運営する。管轄の社会福祉協議会喜多見地区事務局と連携し、広報活動や参加者のニーズ把握などに取り組む。

理 念

「あなたの働きやすさを支援します」
～地域とともに～

(2) 今年度の重点目標

① 実習対象者の拡充

精神障害者・身体障害者も対象として、ニーズのある人が利用できるようにする。世田谷区自立支援協議会や就労移行事業者等に広報して対象者を募る。また受け入れ体制を整えるため、障害特性の理解や支援方法など、職員の育成に努める。

② 経営の安定

毎月の売り上げ目標を60万円とする。そのため人員配置を見直し2人体制で営業する。セルフサービス制やタブレットでの注文システム等の導入など省力化を図る。効率的に提供できるメニューに厳選し、円滑なオペレーションを目指す。物価高騰にともない価格改定を適宜検討し実行する。

③ 新規顧客の獲得

看板メニューを「いろどりカレー」「川場村ソーセージのホットドッグ」としてPRする。チラシを近隣住民、高齢者施設等に配布したり、インスタグラムを1週間に1回以上更新したりするなど、広報活動に注力する。

(3) 事業運営

鎌田区民センター内喫茶スペースでカフェ事業を運営し、就労を目指す障害者や働きたいが働きづらい状況にある方(*1)の就労に向けた訓練を行う。世田谷区からの職業体験実習生、実践的な就労訓練生が主な対象である。具体的には、社会復帰支援の一環として社会人マナーや責任感の習得、一般就労のための幅広い実務能力の向上を目指す。

また、共生社会の実現に向けて地域のニーズに対応し、地域住民、高齢者、障害者、児童などのコミュニティの拠点となるために様々な活動(*2)を実施する。

(*1) 生活困窮者、生きづらさを抱えた若者、引きこもり、高齢者など

(*2) 認知症予防サロン・カフェ、運動プログラム、おしゃべりカフェなど

【所在地】

世田谷区鎌田 3-35-1 鎌田区民センター1階

TEL 03-6805-7025 FAX 03-6805-7026

① カフェ運営について

i. 運営日：火曜日、水曜日、木曜日、金曜日、土曜日、日曜日

運営時間：11:00～18:00

※その他、鎌田区民センターでのイベント等に合わせた営業あり

ii. 定休日：月曜日、年末年始（12月27日から1月5日）

※月曜日が祝日の場合は営業、翌火曜日が休業

※その他、鎌田区民センターの閉館日に合わせた休業あり

② 体験実習及び実践訓練について

体験実習：5日間から1か月を範囲として職業体験を実施

実践訓練：体験実習を終了し1か月から6か月を範囲として実施

※実習期間やシフトに関しては調整会議で世田谷区や支援機関と調整する

③ 対象者

- ・障害（知的・精神・身体）をお持ちの方で（手帳を持たない方も含む）就労支援機関に登録がある方
- ・働きづらい状況（生活困窮者、生きづらさを抱えた若者、引きこもり、高齢者など）にある、ぷらっとホーム世田谷、メルクマールせたがや、せたがや若者サポートステーション等、区内支援機関に登録がある方
- ・その他、世田谷区と協議

● 令和 6 年度以降の受け入れ計画

令和 6 年度	身体障害者、働きづらい状況にある方の受け入れを開始 世田谷区、関係機関と連携し、精神障害者、働きづらい状況にある方の体験実習生及び実践訓練生の受け入れを開始。
令和 7 年度 ～8 年度	世田谷区との調整会議にて全ての対象者の受け入れを継続 世田谷区と協議し上記の体験実習生及び実践訓練生の受け入れを継続

3. 生活援助事業部

(1) 居住支援課(ホーム いろえんぴつ)

居住支援課長（ホーム長） 足立 美幸

① 運営理念

「一人ひとりの未来(あした)に向かって、自立した私らしい生活づくり」を運営理念として、利用者に安定した住まいを提供し、利用者主体の生活支援を行う。また、世田谷区が令和6年度「せたがやインクルージョンプラン～世田谷区障害施策推進計画～」を施行する。その基本理念「障害者のある人もない人も お互いの人格や個性を尊重して住み慣れた地域で支え合い 選択した自分らしい生活を 安心して継続できる社会の実現」に寄与するよう取り組む。

② 運営方針

令和6年度の報酬改定に応じるため、新設の加算や減算等、正確な解釈のもと、取りこぼさないようにして適正な経営に務める。

「ホームいろえんぴつ」は開設より13年目になり、入居者の重度化・高齢化が進んでいる。かかりつけ医をはじめ近隣の医療機関と密な情報共有をして支援する。また障害福祉サービスから介護保険サービスへのスムーズな移行を図るため、区のケースワーカーや介護保険サービス事業者等と協働する。短期入所（ショートステイ）については、障害支援区分の条件を設けずに利用者を受け入れる。障害者の自立支援と保護者のレスパイトのために、幅広い方々に利用してもらう。そのためWi-Fi設置や感染症対策など、利用者の利便性と安全性の高い環境づくりに努める。広報・営業活動にも注力して稼働率向上を目指す。

またICT化を進める。職員の情報共有や記録等の効率化のため、支援システムやタブレットを利用する。眠リスキヤンを導入して、夜間の入居者への見守りに注力する。

③ 重点的な取り組み

i. 報酬改定に応じた経営

「基本報酬算定方法」の見直し、「人員配置体制加算」「障害者支援施設等感染対策向上加算」等の新加算、「虐待防止措置の未実施」「BCP（災害版・感染症版）の未策定」の新減算等、正確な解釈のもと、取りこぼしのないように務める。また令和7年度に義務化される「地域連携推進会議の設置」について準備を進める。

ii. 個別支援計画書

入居者の個別課題を把握した支援計画を作成する。課題解決のため、その人の好きなこと、得意なことなど強みを活かした内容とする。そのため保護者や相談支援専門員、日中サービス事業者等と情報を密に交換し、多面的な視野でアセスメントする。入居者参加の個別支援計画会議を実施する。計画書を相談支援専門員に配布し共有する。

iii. 感染症対策

感染予防対策に注力する。利用者自ら、うがい・手洗い、手指消毒、マスク着用、換気等の感染予防対策ができるよう支援する。「BCP 感染症版」「感染症対策マニュアル」も適宜更新する。

iv. 入居者の自治会『すけっちぶっくの会』

毎月1回、入居者が食堂に集う。ホームでの困りごとや要望について、希望や意見を自由に出し合う機会である。職員は、入居者自身が考えて決められるようにサポートする。

v. 稼働率向上

a) グループホーム

保護者や相談支援門員、かかりつけ医等と連絡を密にとり、ホームでの様子を伝える。こまめな情報共有で安心してもらえるように努める。またホームページや広報紙で、誕生日会や行事等、ホームでの余暇活動を伝える。入居者の利用者終了や新入居者選定については迅速に対応し、空室期間をつくらないように努める。世田谷区の利用調整を必要とするため、所管課と協働する。

b) ショートステイ(日中ショートステイ)

利用者や保護者の意向を尊重し、積極的に受け入れる。広報活動に注力し、稼働率向上を目指す。空室状況、居室、設備(Wi-Fi)、日課、イベント等の情報をホームページに掲載するとともに、地域の相談支援専門員、玉川福祉作業所の保護者等にお知らせを毎月1回配布する。「短期入所マニュアル」を徹底し、職員が適切に業務を遂行できるようにする。

vi. 職員の確保・育成・定着

見学者の受け入れを積極的に行う。ホームの環境、支援員の役割、入居者の特徴などについて、丁寧に説明し「ここで仕事をしたい」と思ってもらう。新人職員の育成は、OJT、Off-JT、自己学習のサポートを行う。入職1か月面談、半年面談、人事考課面談等、定期的に成果と課題を確認する。その際、悩みや不安を聞き取り、メンタルヘルスケアに取り組む。

vii. 職員研修

職員全員が外部・内部研修に出席し、幅広い知識を習得し資質の向上を図る。オンライン研修では受講しやすいように環境を整える。

viii. 災害対策

災害対策マニュアルに沿って利用者と職員で月1回訓練を実施する。備蓄品を管理(1日3食/7日間20人分)し、適宜補充する。災害対策室会議に出席し協働する。BCPを年に1回見直し更新する。

ix. 地域交流とボランティアの活用

利用者の生活の質の向上や情緒的な支援のためにも幅広い社会参加やボランティアの受け入れを行っていく。

④ 事業計画

i. グループホーム・短期入所(ショートステイ)

a) 職員体制(令和6年2月現在)

	常勤	非常勤	合計
管理者(サービス管理責任者兼任)	1名	/	1名
世話人	2名	/	2名
生活支援員	2名	/	2名
合計	5名	/	5名

b) 職員研修

専門職として、さらなる職員の資質向上を図り、掲げる理念を実現するために施設内外の研修に積極的に参加する。外部研修へ参加した者は、利用者支援会議で内容を報告し他職員へのフィードバックを行う。

c) 定例会議

合同職員会議	月1回	月行事計画・報告、業務協議・報告、職員勤務 等
支援会議	月1回	アセスメント、個別支援計画・ケース、内部各研修 等
行事担当者会議	随時	企画、予算、実施、評価、決算 等

d) 入居者 7名 性別・年齢構成(令和6年2月現在) 平均年齢: 49.4歳

男性 4名	女性 3名
61.7歳	33.0歳

e) 入居者 障害程度区分(令和5年2月現在)

区分2	区分4
1名	6名

f) 日課

起床時間、就寝時間、日中の過ごし方は個別対応である。

g) 食事

利用者の身体状況に配慮した安全で栄養バランスの良いバラエティに富んだ食事の提供を目指す。利用者の希望メニューを献立に取り入れ、食を楽しみの一つとして充実させる。

h) 入浴・洗濯

- ・「規則正しく、清潔保持に努める」ことを目的とする。
- ・毎日入浴をする(16時～就寝前まで)
- ・洗濯は自立して行い、週1回リネンの洗濯を行う。

i) 行事

- ・利用者自治会「すけっちぶっくの会」で希望を聞き、感染状況をみながら実施する。
- ・定期的な行事の他、カラオケやお楽しみ食事会を隨時行う。

j) 災害・水害・防犯対策

防災マニュアルに基づき訓練を実施し、成城消防署に報告し連携を図る。入居者・ショートステイ利用者の防犯対策には世田谷区からの「防犯情報」を取り入れて対応している。さらに法人本部と定期的に行われている地域の大規模災害訓練に参加する。

k) 協力医療機関

医療機関名	医療法人社団 濑田診療所
院長名	大橋 美奈子
所在地	東京都世田谷区上野毛4-24-15
電話番号・FAX	03-3700-4369
診療科	内科

ii. 日中ショートステイ

介護者の疾病やその他の理由により、一時的に利用が必要になった利用者に対し、その利用者の身体及び環境等に応じて必要な支援を行う。

利用定員	3名
営業日	月曜日～金曜日(土・日・祝祭日は休業)
サービス提供時間	10時～15時(4時間以上8時間未満)
昼食	11時30分～13時30分

(2) 相談支援係（相談支援センター フォルテ）

指定特定相談支援事業所 相談支援センターフォルテ
相談支援専門員 高野陽子

① 運営理念

「私らしい生活づくりを応援します。主役はあなたです。伝えて下さい。あなたの思いを。」
を相談支援事業所の運営理念とし、利用者の自分で選ぶ生活づくりを支援します。

② 運営方針

令和6年度報酬改定に応じて運営する。正確な情報を得て、適正な解釈のもと利用者やサービス事業者等に情報提供する。

知的障害者を対象にした障害福祉サービス事業所併設の相談支援事業所として、知的障害のある方の計画相談を実施する。利用者が安心して地域で暮らし、自分らしい生活づくりができるよう「サービス等利用計画」を作成する。

令和6年10月から半年間、玉川福祉作業所の改修工事が計画されており、期間中、事業所を等々力分場に移転して運営する。

③ 重点的な取組み

i. 利用者家族との協働

- ・利用者や家族の加齢により現在の生活の継続が難しくなっている方や、将来に向けて新たな生活の場を検討する場合の選択肢を提供できるよう、区外、都外も含めてサービス提供事業所の情報収集と提供しやすいように情報を整理する。
- ・家族状況の変化も含めて支援していくよう、引き続きキーパーソン以外の家族とも顔の見える関係作りを進める。

ii. 関係機関との連携

- ・区の保健福祉課、基幹相談支援センター、医療機関、地域障害者相談センター（ぽーと）、あんしんすこやかセンター、居宅介護支援事業所、有料老人ホーム紹介事業者等と連携する。世田谷区指定相談支援事業者全体連絡会、玉川地域相談支援事業所連絡会、玉川地域自立支援協議会等に参加して、区の動向や障害福祉サービス事業所等の最新情報を得る。

iii. 移転期間中の運営

- ・滞りなく支援を継続するため、利用者・家族、区、障害福祉サービス事業者等にお知らせ（場所・連絡先等）を配布、加えて利用者・家族には面会して説明する。
- ・移転先の等々力分場で、相談業務のできる個室や事務作業のできる環境を整える。

④ 事業計画

i. 職員体制

職種	常勤	非常勤
管理者	—	1名（専従）
相談支援専門員	1名（専従）	—

ii. 事業内容

a) 基本相談

障害者及びその家族などから、社会生活を営む上での相談に応じる。

b) サービス利用支援

障害者の家庭等を訪問し、その置かれている環境や将来についての意向、その他の事情をアセスメントし、「サービス等利用計画案」を作成する。

障害福祉サービス受給者証交付後、サービス事業者等との連絡調整を行い、「サービス等利用計画」を作成する。

c) 繼続サービス利用支援

作成された「サービス等利用計画」が適切かどうかモニタリング（効果の分析や評価）し、必要に応じて見直しを行う。

iii. 職員研修計画

個別研修計画に基づき実施する。

内 容	主 催
世田谷区障害者相談支援人材育成研修	基幹相談支援センター
事例検討会	基幹相談支援センター
虐待防止・権利擁護研修	東京都社会福祉協議会 自立支援協議会 虐待防止部会等
相談支援従事者初任者研修 相談支援従事者現任者研修	東京都福祉局
成年後見制度や年金に関する研修 計画相談支援に関する研修	自立支援協議会 ぽーと 東京都相談支援専門員ネットワーク 等